

（施錠装置等）

第8条 平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日、ハンドルバー方式のかじ取装置を備える二輪自動車、側車付二輪自動車及び三輪自動車にあっては平成17年3月31日）以前に製作された自動車の原動機、動力伝達装置、走行装置、変速装置又はかじ取装置に備える施錠装置については、保安基準第11条の2第2項の規定並びに細目告示第14条第1項、第92条第1項及び第2項並びに第170条第1項及び第2項の規定にかかわらず、次の基準に適合するものであればよい。ただし、第3号の規定は、二輪自動車、側車自動車並びにカタピラ及びそりを有する軽自動車には、適用しない。

- 一 その作動により、施錠装置を備えた装置の機能を確実に停止させることができる構造であること。
 - 二 堅ろうであり、かつ、容易にその機能が損なわれ、又は作動を解除されないことがない構造であること。
 - 三 その作動中は、始動装置を操作することができないものであること。
 - 四 走行中の振動、衝撃等により作動するおそれがないものであること。
- 2 昭和48年11月30日以前に製作された自動車及び平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日）以前に製作された貨物の運送の用に供する自動車については、保安基準第11条の2第1項の規定は、適用しない。
 - 3 平成18年6月30日（軽自動車にあっては平成20年6月30日）以前に製作された自動車については、保安基準第11条の2第3項の規定並びに細目告示第14条第2項、第92条第3項及び第170条第3項の規定は、適用しない。
 - 4 平成21年12月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添9 4.4.1.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成18年国土交通省告示第1203号）による改正前の細目告示別添9 4.4.1.の規定を適用することができる。
 - 5 平成28年7月31日以前に製作された自動車については、細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示の一部を改正する告示（平成25年国土交通省告示第726号）による改正前の細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.の規定を適用することができる。
 - 6 平成28年8月1日以降に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものを除く。）及び平成28年10月28日以前に製作された自動車（外部から充電される電力により作動する原動機を有するものに限る。）については、細目告示別添9別紙1 1.6.、1.8.及び2.3.中「協定規則第10号」とあるのは「協定規則第10号第3改訂版」と読み替えることができる。
 - 7 次に掲げる二輪自動車等（細目告示第14条第1項の二輪自動車等をいう。以下この項において同じ。）については、細目告示別添8の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和2年国土交通省告示第1021号）によ

る改正前の細目告示別添8の規定に適合するものであればよい。

- 一 令和4年8月31日以前に製作された二輪自動車等
 - 二 令和4年9月1日から令和6年8月31日までに製作された二輪自動車等であって、次に掲げるもの
 - イ 令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和4年9月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和4年8月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と施錠装置に係る機能及び性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和6年8月31日以前に発行された出荷検査証に係る二輪自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 8 次に掲げる自動車については、細目告示第14条第1項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第14条第1項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年12月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車と施錠装置に係る性能が同一であるもの
 - ハ 国土交通大臣が定める自動車
 - 三 令和8年4月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であって、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの
- 9 次に掲げる自動車については、細目告示第14条第2項、第92条第3項及び第170条第3項の規定にかかわらず、道路運送車両の保安基準の細目を定める告示等の一部を改正する告示（令和4年国土交通省告示第1040号）による改正前の細目告示第14条第2項、第92条第3項及び第170条第3項の規定に適合するものであればよい。
- 一 令和5年12月31日以前に製作された自動車
 - 二 令和6年1月1日から令和8年4月30日までに製作された自動車であって、次に掲げるもの
 - イ 令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車
 - ロ 令和6年1月1日以降に新たに指定を受けた型式指定自動車であって、令和5年12月31日以前に指定を受けた型式指定自動車とイモビライザに係る性能が同一であるもの

ハ 国土交通大臣が定める自動車

三 令和8年4月30日以前に発行された出荷検査証に係る自動車であつて、当該出荷検査証の発行後11月を経過しない間に新規検査又は予備検査を受けようとし、又は受けたもの